

公友不動産株式会社 管理事務所  
兵庫県加東市黒谷1206-127

**一、悪質なセールス・商法にご注意！**

聞きなれない会社からのセールスが有りましたら、「消費生活センター」や当社管理事務所にご相談下さい。高額で売れるかのような説明で売却意欲をあおり、売買仲介を行う上で、物件調査書作成料、広告料や立て看板料、敷地の整備作業や再測量業務を、不当な金額で受注したり紹介したりする業者がいます。執拗な電話や家庭訪問がありましたら、警察へ連絡するようにして下さい。あわてて同意、承諾、捺印、依頼、発注、契約などはしないで、親族や友人・知人に相談するなど慎重な対応を心掛けて下さい。

**二、良好な住宅地環境の保護にご協力をお願い申し上げます**

東条湖分譲地における住宅地環境の保全と保護を目的に「東条湖住宅地管理規定」を定めています。管理規定を定めた頃大手電力事業者以外に発電設備が普及しておらず、それらを特定する表記がされていませんが、最近太陽光パネル発電が一般に普及し、その効用が期待される一方で、全国でその設置状況によっては弊害が生じている事例が多数生じ社会問題化している事例が報告されています。

東条湖分譲地におけるその分譲地開発と土地利用目的を鑑み、事業用発電設備(発電量が10kw/hを超えるもの)を管理規定の第5条2項に該当する工作物等として取り扱い致します。今後、住宅地の環境保護を阻害したり分譲地オーナーや住民の理解・承諾の得られない建築計画に基づく施工は認められないものとしたします。分譲地内に住居や別荘を使用されている方々の要望や意見を参考に、設置計画者の意向を考慮しつつ、住宅地環境の保護に努めます。ご理解・ご協力をお願い申し上げます。

**三、台風や爆弾低気圧による倒木や立ち枯れについて**

枯れ松や広葉樹が、台風・集中豪雨や強風によって倒れそうな状況が見受けられます。適切な措置を講じておかないと、隣接地に立木が倒れ込んで、家屋・工作物や庭木に被害を与えることとなり損害賠償等ご面倒なことになります。敷地内管理は基本的にはご自身の管理ではありますが、当社で現況確認の代行や整備業者の手配等を行っていますので、お気軽に当社へご相談下さい。

**四、管理付随サービスのご案内**

- ◎ご所有地への現地案内…… **必ず事前にご予約の上お越し下さい。**  
ご予約いただければ、管理事務所から現地までご案内致します。(※)  
※ご予約なく来られた場合、現地案内できる担当者が不在だったり、所用で案内ができかねる場合もございます。電話等でアポイントをお取りいただいてからお越し下さるようお願いいたします。
- ◎境界確認の立会い、現況調査  
隣地との境界確認等について、立会いの申し出がありましたら、ひとまず管理事務所にご連絡下さい。
- ◎分譲地や中古別荘の売却手続きについて  
不動産売買は景気の動向に左右されやすく、最近の景況ではお取引までに時間を要する傾向にあります。東条湖分譲地の環境向上を図りお取引の活性化を促進できるように努めてまいります。ご理解ご了承の程よろしくお願い申し上げます。

**五、個人情報取り扱いについて**

個人情報保護法に基づき、オーナー様の個人情報について十分注意を払って取り扱い致します。次のような場合はその目的の為に関係先へ連絡先をお知らせ致しております。①住宅工事等の届出があった施主もしくは施工業者に工事中のトラブル防止と隣地所有者へのご説明が必要な場合、②災害発生時や防災工事実施時、警察・消防署、保険会社、関西電力・NTT及び水道ガス業者などに緊急対策として通知が必要な場合、③道路や水道施設の保全・維持管理、電線・電話線・光ファイバー線の保全工事の施工案内をする場合です。不都合や不明な点があれば管理事務所へご連絡下さい。

**六、「届出事項」変更のご連絡に関するお願い**

お届け済みの事項について(住所・郵便番号、電話番号(市外局番)、お名前、またはご所有名義人など)の変更がございましたら「届出事項変更の連絡書」にご記入の上、郵送もしくはファクシミリ等でご連絡下さい。、郵便払込票「通信欄」もご活用下さい。

送信先 ➡ FAX 0795-47-1357 公友不動産株式会社 管理事務所 宛  
届出事項変更の連絡書 (記入日 年 月 日)

土地の所在	兵庫 県 加東 市	字	(地番	—	)	
所有者	ふりがな 氏名	①	変更事由	<input type="checkbox"/> 住居移転	<input type="checkbox"/> 住所表示変更	<input type="checkbox"/> 相続(※)
			<input type="checkbox"/> その他(	)		
住 所	(旧)		(新)	〒		
電 話	( )	—	( )	—		
※相続による 所有権移転	被相続人		相続人			

※相続登記完了後、土地の「登記事項証明書」を最寄の法務局で請求し、証明書(コピー可)を同封またはファックスして下さい。

(通信欄)		